

土岐市ふるさと応援寄付金事業  
企画・プロモーション及び管理業務委託仕様書

本仕様書は、土岐市が実施する土岐市ふるさと応援寄付金事業企画・プロモーション及び管理業務を受託する者(以下「事業者」という。)の業務について必要な事項を定めるものである。

### 1 事業の目的

土岐市は、ふるさと応援寄付金制度を通して本市の魅力为全国へ発信することにより、本市の発展を願い応援してくれる寄付者を増やし、寄付金を活用して地域活性化に資する事業を展開することを目的として、ふるさと応援寄付金事業を実施している。

本事業は、昨年度から開始した返礼品の贈呈について、寄付者の趣向に合わせた返礼品の企画・プロモーション業務に力点を置くことにより、寄付額の増加のほか、市の知名度の向上、地域産業の活性化、交流人口の拡大等を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

### 3 寄付実績

年度	寄付件数	寄付金額
平成30年度	7 件	270,000 円
平成31年度	6 件	1,305,000 円
令和2年度	1,516 件	35,431,481 円

※ポータルサイトを利用した返礼品の贈呈は、令和2年10月開始。

※現在、ポータルサイトは「ふるさとチョイス」のみ

### 4 業務概要

以下の業務を実施し、土岐市ふるさと応援寄付金の新たな寄付者及びリピーターを確保し、寄付額の増加に努めること。

- (1) 企画・プロモーション
- (2) 返礼品・寄付者情報の管理

### 5 「4の(1)企画・プロモーション」の業務内容について

- (1) 既存の返礼品について、返礼品提供事業者と連携し、寄付者のニーズに合わせたブラッシュアップ、企画を行うこと。
- (2) 既存の返礼品提供事業者と連携し、また、新たな返礼品提供事業者を開拓し、市をPRできる魅力的な返礼品を揃え、返礼品を拡充すること。
- (3) 市が利用するポータルサイトにおいて、常に最新の情報を提供し、画像のデザイン加

工等を含む視覚的魅力度の向上及び閲覧数の向上に資する改良を行い、寄付件数及び寄付額の増加を図ること。

- (4) ポータルサイト、市ホームページ、SNS等を活用し、市ふるさと納税の積極的なPRを行うこと。
- (5) 土岐市のふるさと応援寄付金事業及び返礼品に関する情報を掲載した紙媒体やPR物を作成し、広く周知するとともに、リピーターの確保に努めること。

## 6 「4の(3)返礼品・寄付者情報の管理」の業務内容について

### (1) 返礼品の発注、配送管理について

- ① 寄付者が返礼品を希望した場合、寄付金納入確認後、返礼品提供事業者へ発注を行い、発注後原則1か月以内に寄付者が指定する送付先へ確実に到達させること。本業務は、ポータルサイト以外から寄付があった場合を含む。
- ② 寄付者が受取日を指定した返礼品及び季節限定の返礼品について、発送時期の適切な措置を講じること。
- ③ 返礼品提供事業者への発注は、原則電子メールとする。
- ④ 返礼品の発送は、受託者が返礼品提供事業者へ配送伝票を引き渡し、返礼品提供事業者から配送準備完了の報告を受けた時点で、発送すること。
- ⑤ 返礼品の配送状況は、最新の情報を把握すること。

### (2) 寄付者情報の管理について

- ① ポータルサイトで申し込まれた寄付金等の情報を取り込み、システム上で管理すること。また、申込内容の不備を認めた場合は、事業者へ連絡すること。
- ② ポータルサイトを非経由(窓口、郵送等)で申し込みがあった寄付情報についても一元的に管理し、寄付申込書等必要な案内を送付すること。
- ③ 寄付金の受付状況、収納状況、返礼品の配送状況等に関するデータを、土岐市の要請に応じて、随時提出すること。

### (3) その他

- ① ポータルサイトでの寄付金の受付、寄付金の使途の受付及び寄付金の額に応じた返礼品の選択ができるよう自治体ページを作成・修正すること。
- ② 市がポータルサイトを新規契約した場合は、これに係る対応をするもの。
- ③ 返礼品の発送、梱包状況等について、返礼品提供事業者に対し、必要に応じてアドバイスをを行うこと。
- ④ 返礼品に係る商品の選択やシステムの利用方法等について、返礼品提供事業者の相談に適宜対応すること。

## 7 委託費

- (1) 寄付額の7%を上限とする。(消費税及び地方消費税は含まない。)

※ 寄付額とは、契約締結日以降に各ポータルサイトを経由及び非経由により申し込みがあった寄付額をいう。

- ※ 「6の(1)の④・⑤」の配送に係るシステム使用料・配送料は、委託費に含まない。
- (2) 市は、1か月ごとに受託者から業務の履行状況の報告を受け、検査を完了した後、受託者から適正な請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 8 業務履行報告及び業務完了報告

- (1) 受託者は、毎月、業務の履行状況について市へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務完了後速やかに、業務完了報告書を市へ提出すること。

## 9 事業実施にあたっての注意事項

### (1) 協議

受託者は、事業の実施にあたり、土岐市と十分協議の上、実施するものとする。また、業務内容の返礼品の企画・プロモーション業務については、市の関係部署と連携し、情報共有等しながら行うものとする。

### (2) 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

### (3) 法令等の遵守

受託者は、委託業務を行うにあたり、地方税法及びその他関係法令並びにふるさと応援寄付金に関する総務省通知等を遵守すること。

### (4) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には「土岐市個人情報保護条例(平成14年土岐市条例第27号)」及び「土岐市個人情報保護条例施行規則(平成14年土岐市規則第34号)」を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### (5) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、事業者の責任により対処することとする。

### (6) 成果品等の帰属

市が受託者に提供する情報に基づき登録したデータ(編集・加工したものを含む。)及び契約期間中に収集・運用した本業務に係るデータは、市に帰属するものとする。なお、契約期間終了後は速やかに市が指定するデータ形式・レイアウトにより無償で返還すること。

### (7) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (8) 管理義務

- ① 受託者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を

含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が市の責任に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

- ② 受託者と返礼品提供事業者等との間に生じたトラブルの対応については、原則として受託者の責任において行う。ただし、委託業務の責任者から市への報告を速やかにを行い、市への引継ぎを必要とする場合においては直ちに引き継ぐこととする。

#### (9) 資料等の提供

委託業務の実施にあたり、両者協議のうえ、市は委託業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。この際、既に資料が存在している内容については紙ベースで提供する。

#### (10) その他

- ① 契約期間終了後、受託者の責に帰すべき事由による不備などが発覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とするもの。
- ② 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、その指示に従うものとする。
- ③ 契約の締結にあたり、市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- ④ 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。